

第 2 期川崎市子ども・若者の未来応援プランに関するパブリックコメント結果と主な変更点について

1 素案に関するパブリックコメントの実施結果

(1) 実施結果

①実施期間：令和 3 年 11 月 26 日（金）～令和 3 年 12 月 27 日（月）【32 日間】

②意見総数：25 通 92 件

③意見の対応区分：

項目	A	B	C	D	E	計
(1) 計画(素案)全般や理念・基本的な視点等に関する事	1	1	0	2	0	4
(2) 施策の方向性Ⅰに関する事	0	4	2	22	0	28
(3) 施策の方向性Ⅱに関する事	0	6	1	11	1	19
(4) 施策の方向性Ⅲに関する事	2	4	3	6	0	15
(5) 子ども・若者を取り巻く個別課題に関する事	0	3	8	6	0	17
(6) 各種計画の量の見込みに関する事	1	0	0	1	0	2
(7) 他計画に関する事、その他	0	0	0	0	7	7
合計	4	18	14	48	8	92

【対応区分】 A：意見を踏まえ、反映したもの

B：意見の趣旨が案に沿ったもの

C：今後の参考とするもの

D：質問・要望で、案の内容を説明するもの

E：その他

(2) 主な意見と本市の対応

①主な意見

素案の内容に対する意見として、本プランの基本理念に関するもののほか、乳幼児健康診査や保育・子育て総合支援センター、児童相談所、児童養護施設の運営における取組の充実を求める御意見等が寄せられました。

②本市の対応

記載内容への加筆を求める御意見などについて、一部、追記・修正を行い案に反映しました。

主な意見（要旨）	市の考え方	対応区分
SDGs 推進の川崎市なのに、その理念もあまり伝わってきませんでしたので、SDGs の観点からについても、プランに盛り込むことをお願いできたらと思います。	御意見を踏まえ、第 1 章「持続可能な開発目標（SDGs）との関連」において、SDGs の推進に向けた姿勢等を記載するとともに、職員一人ひとりがこれまで以上に SDGs を強く意識して各事務事業に取り組むため、第 4 章の事務事業ごとに、SDGs における 17 の目標（ゴール）を記載しました。	A

主な意見（要旨）	市の考え方	対応区分
<p>未来を担う子ども・若者がすこやかに育ち成長できるまち・かわさきを目指して、「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」が確実に推進されることを期待します。</p> <p>目標の数字だけを追うのではなく、基本理念のイメージ図にあるように広く地域全体で支え合い見守り合えるようなつながりが大切だと感じます。</p> <p>子どもたちが生き生きといつまでも住み続けた川崎市になることを期待します。</p>	<p>子ども・若者が健やかに育つためには、妊娠期から学齢期まで、子どもや子育て家庭を切れ目なく、社会全体で支えていくことが重要であることから、子育てに対する不安などを解消し、安心して子育てできるよう、地域の人たちを巻き込みながら、それぞれの家庭の悩みに寄り添えるしくみづくりとともに、支援が必要な子どもや家庭に必要な支援につなげられるよう、専門的な相談支援体制などの環境を整えるなど、誰一人取り残さないよう、子どもや子育て家庭を支える支援の輪を広げてまいります。</p>	B
<p>3歳半健診の時に専門的な視力検査を行うことで、小児の遠視の発見率は大幅に上がり、弱視で悩む人も減ると思います。</p> <p>検査に必要な機材が高価ということもあり、日本の自治体ではあまり本格的な検査を3歳半検診で行っていないようですが、是非川崎市にこの機材を備えて頂くか、眼科医での精密検査を3歳半検診で行えるようにしていただきたいです。</p>	<p>子どもの目の機能は、生まれてから徐々に発達し、およそ6歳までに完成することから、その前に異常を早期発見し、治療を行うことが重要であると考えています。</p> <p>本市では、3歳6か月時点でやっている3歳児健康診査において、健診前に各家庭で調査票を用いて行う視力の確認と、健診当日の間診及び医師の診察を行っており、その結果、詳しい検査が必要と判断された場合には二次検査を実施しています。</p> <p>今後も、子どもの視力異常の早期発見及び早期治療につながるよう、取組を推進してまいります。</p>	B
<p>川崎市では民営学童、自主学童の運営に対する補助金はなく、特に自主学童に関しては運営が逼迫しています。</p> <p>補助金をいただければ、指導員の確保も含め今より更に良い環境を整えることもできます。</p> <p>自主学童への財政支援を強く望みます。</p> <p>(同趣旨他4件)</p>	<p>本市では、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を含めた全ての小学生を対象に、学校施設を活用したわくわくプラザ事業を全小学校内で実施し、放課後の安全・安心な居場所の提供とともに、子育て家庭の多様なニーズにも適切な対応を図っているところでございます。</p> <p>本市の放課後児童健全育成事業は、わくわくプラザ事業によって、子ども・若者の未来応援プランにおける量の見込みに対応できることから、民間の放課後児童健全育成事業を本計画に位置付けておりません。</p> <p>このため、民間放課後児童クラブに対する助成は行いませんが、引き続き、新型コロナウイルス感染症対応経費の補助のほか、下水道使用料の減免措置、廃棄物の社会福祉関係施設等に係る事業系一般廃棄物収集認定による支援及び各種の情報提供等の施設運営に対する支援を行ってまいります。</p>	D

主な意見（要旨）	市の考え方	対応区分
<p>保育・子育て総合支援センターでは、「地域子育て支援センター」や「認可保育園の一時保育」とは別の枠組みで、地域子育て支援の充実を図ることになるのでしょうか。</p> <p>地域子育て支援センターの運営団体や一時預かりを行っている保育園等と保育・子育て総合支援センターの連携があればよいと思います。</p> <p>また、訪問型の子育て支援が求められていることも踏まえ、専門職による支援に加え、地域に住む人たちを子育て支援の担い手として巻き込んでいくような支援が必要であり、地域の子育て支援をコーディネートするような役割が組み込まれるとよいと思います。</p>	<p>保育・子育て総合支援センターが実施する地域子育て支援センター事業及び一時保育事業は、事業内容としては民間施設等と同一の枠組みにおいて実施しておりますが、保育・子育て総合支援センターでは、「公立保育所」、「地域子育て支援センター」、「区保育総合支援担当」が一体となって機能強化を図ることで、より効率的、効果的な支援を展開するものでございます。</p> <p>また、子育て支援センターの運営団体や一時預かりを行っている保育園等との連携については、保育・子育て総合支援センターで連絡会を開催し、課題の共有や情報提供の場を設けております。</p> <p>さらに、保育・子育て総合支援センターでは、専門職による相談支援等、子育て家庭に寄り添った支援に加え、ボランティア養成講座等を実施しており、子育て支援のネットワークづくりに取り組むとともに、「保育・子育て支援拠点」として、地域の関係機関との連携しながら、子ども・子育て支援を推進してまいります。</p>	B
<p>第2章の図表25が示しているのは、「社会的養護の下にある児童数推移」ではないか。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、素案で示している図表25（変更後は図表27に該当）は現在里親家庭や施設で生活をしている児童数の推移であるため、タイトルをその趣旨に沿ったものとしました。</p>	A
<p>第2章の図表26について、国や調査機関等のアンケートでも属性を分けて記載されており、それをもとに提言や政策立案がなされていると理解している。属性ごとのアンケート結果を表記することが望ましいと考える。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、図表26（変更後は図表28に該当）を属性ごとの表記としました。</p>	A
<p>児童相談所において、分離を担当する職員と、再統合を担当する職員をある程度分けることで、再統合を進める際の実親等関係者の協力も得られやすくなると考えられ、ケースをシームレスに見守る立場のケースワーカーの業務について、専門的知見から支援する職員をさらに配置してほしい。</p>	<p>本市においては、現在、一時保護等の介入時から家族再統合まで継続かつ一貫した支援を行うことができるよう、地区担当の児童福祉司を相談調整担当の児童福祉司がサポートしながら組織的に対応しています。</p> <p>一方、増加する児童虐待相談・通告に対応する中で、経験の少ない職員の人材育成などを課題と認識しており、今後は、児童相談所職員の人材育成計画との整合性を図りながら、「介入」と「支援」を分離する児童福祉法改正の趣旨を踏まえ、本市の実情にあった児童相談所の体制のあり方について検討してまいります。</p>	C
<p>児童養護施設では、新生児を含む6か月未満の入所児童が増加し、夜間の授乳、呼吸チェック、病児対応等で職員は仮眠をとれない状態で夜間勤務に当たっている現状がある。夜勤体制の改善が求められる。</p>	<p>24時間365日の運営が求められる施設においては、日勤者及び夜勤者の体制を確保することもなかなか難しいことから、入所する乳児等が1日を通して安心して安全に生活できる環境づくりに向けて、施設職員の処遇改善等の検討を進めてまいります。</p>	B
<p>「里親委託率対象児童」と「里親等への委託可能性がある児童」の用語が記載されているが、違いが判らなかつたので、区別できるような説明を追記してほしい。</p>	<p>「里親委託率対象児童」については、国の示す里親等委託率の対象となる児童数であり、措置児童全体から算定対象外となる児童心理治療施設、児童自立支援施設等の入所児童数を控除した数を示しています。御意見の趣旨を踏まえ、第6章の「代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進」に明記しました。</p>	A

2 案からの変更点

(1) パブリックコメントによる市民意見を踏まえた変更

※下線は変更箇所

変更の概要	変更内容【変更後】	【変更前】
SDGsに関する要望を踏まえ、第1章「持続可能な開発目標（SDGs）との関連」において、SDGsの推進に向けた姿勢等を記載するとともに第4章の事務事業ごとに、SDGsにおける17の目標（ゴール）を記載	(P5) 職員一人ひとりがこれまで以上にSDGsを強く意識して各事務事業に取り組むとともに、本市が進める各事務事業とSDGsとの関係をより市民に分かりやすく伝えるため、各事務事業が関連するSDGsのゴールを示しています。SDGsの推進に向けた姿勢として、本計画に掲げる各事務事業を進めるにあたっては、職員一人ひとりが持続可能なまちづくりや、誰一人取り残さないこと、多様なステークホルダーとの連携など、SDGsの趣旨を十分に理解しつつ、将来のあるべき姿を描きながら各事務事業を進めます。	(P5) 本計画においても、持続可能なまちづくりや、誰一人取り残さないことなど、SDGsの趣旨を踏まえ、各事務事業を進めるとともに、市民、企業、団体等の多様な主体との連携や関係部署相互の連携の強化を図り、経済・社会・環境の三側面の調和や統合的な向上をめざした取組を推進します。
第2章の図表25のタイトルを実態に即した表現とすべきという意見を踏まえ、図表25（変更後は図表27）のタイトルを変更	(P32) 図表27 社会的養護の下にある児童数推移（市）	(P31) 図表25 社会的養護を必要とする児童数推移（市）
第2章の図表26について、属性ごとのアンケート結果を表記することが望ましいという意見を踏まえ、図表26（変更後は図表28に該当）を属性ごとの表記に変更	(P32) 「児童養護施設」、「児童心理治療施設」、「養育里親」の属性ごとに分けて表記	(P31) (属性ごとの記載なし)
「里親委託率対象児童」の説明を追記してほしいという意見を踏まえ、用語の説明を追記	(P262) ※ 里親等委託率対象児童数とは、国の示す里親等委託率の対象となる児童数であり、措置児童数全体から算定対象外となる児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）入所児童数を控除した人数をいいます。	(記述なし)

(2) 社会動向や関連計画の進捗状況等を踏まえた変更

※下線は変更箇所

変更の概要	変更内容【変更後】	【変更前】
令和2年の国勢調査が公表されたことを踏まえ、第2章「(2)核家族化」の記載に、令和2年の国勢調査結果を反映	(P19) 平成2(1990)年の約26万世帯から令和2(2020)年には約37万世帯に増えています。また、単独世帯も一貫して増加しており、令和2(2020)年には約34万世帯となっています。	(P19) 平成2(1990)年の約26万世帯から平成27(2015)年には約35万世帯に増えています。また、単独世帯も一貫して増加しており、平成27(2015)年には約29万世帯となっています。
令和2年の国勢調査が公表されたことを踏まえ、第2章「(2)ひとり親家庭を取り巻く状況」に、令和2年の国勢調査結果を反映	(P26) 本市における母子世帯及び父子世帯の世帯数の推移を見ると、令和2(2020)年に母子世帯数は6,360世帯、父子世帯数は1,093世帯となりました。	(P26) 本市における母子世帯及び父子世帯の世帯数の推移を見ると、平成27(2015)年に母子世帯数は7,323世帯、父子世帯数は1,305世帯となりました。
川崎市犯罪被害者等支援条例の制定を踏まえ、第5章「3困難な課題を抱える子ども・若者への支援の推進」に、事故などにより困難な状況に陥った子ども・若者への対応について明記	(P200) また、 <u>事件や事故、災害、病気などにより、傷ついたり、大切な家族を失うといった困難な状況に陥った子ども・若者への対応のほか</u> 、ヤングケアラーなど、周囲から見えづらく支援の手が届きにくい新たな課題も表出しています。	(P198) また、ヤングケアラーなど、周囲から見えづらく支援の手が届きにくい新たな課題も表出しています。
第6章「ク 放課後児童健全育成事業」において、児童・生徒数、学級数の長期推計の確定値が示されたため、量の見込みを再計算し反映	(P251) 令和4(2022)年度 <u>10,459人</u> 令和5(2023)年度 <u>11,431人</u> 令和4(2024)年度 <u>12,363人</u> 令和4(2025)年度 <u>13,182人</u>	(P225) 令和4(2022)年度 10,386人 令和5(2023)年度 11,382人 令和4(2024)年度 12,309人 令和4(2025)年度 13,146人
第6章ス(イ)「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援」については、令和3年度から実施しており、直近の申請状況を踏まえ、年間利用人数は横ばいで推移するものとして量の見込みの考え方を修正	(P257) 令和4(2022)年度 <u>171人</u> 令和5(2023)年度 <u>171人</u> 令和4(2024)年度 <u>171人</u> 令和4(2025)年度 <u>171人</u>	(P257) 令和4(2022)年度 86人 令和5(2023)年度 81人 令和4(2024)年度 77人 令和4(2025)年度 74人

その他、予算案の反映、用語・用字の修正などを行っています。